

## ふくい農のスタート協力隊 募集要項

令和8年5月

園芸振興課

福井県の園芸は、県内最大の産地である坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地におけるミディトマト、スイカ、メロン、ナシ、ブドウをはじめ、奥越地区の水田を活用したサトイモや白ネギ、丹南地区のスイセン(県花)や花ハス、若狭町のウメなど、各地域の気候や地形等をいかした品目が生産されていますが、高齢化等による担い手の減少や地域ごとの人材偏在などの課題を抱えています。

そこで、県では、新規就農者の確保・育成を最優先課題として位置づけ、新規参入者の確保による産地の維持・発展を目指しており、園芸産地の担い手として地域に根差す人材を求めています。

また、これまで担い手確保のために県内外での就農イベントへの出展、県内の農業を紹介する見学ツアー等の開催により、新規就農者の確保に向けたPRにも努めています。

しかし、全国的に新規就農者を巡る自治体間競争が激化し、人材確保が一段と難しくなっている中、新規就農者の定着・育成をさらに進めていくためには、本県の研修制度や支援制度などの魅力を今まで以上に広く伝えていく活動がますます重要となっています。

そのため、県・市町・団体・農家と連携して農業の魅力発信をしながら新規就農を目指す新たな人材を募集します。詳細については本募集要項によりご確認ください。



### 3 活動場所

主にふくい園芸カレッジ（ナシ実践圃場合む）になります。また、県内全域での活動に加え、県外出張をしていただく場合もあります。

### 4 求める人物像

以下の項目に沿う方をふくい農のスタート協力隊として募集します。応募の際は以下の項目にご留意の上、「ふくい農のスタート協力隊応募用紙」に記載してください。

- (1) 将来、農業に取り組むビジョンを持ち、地域おこし協力隊終了後、県内で新規就農する意思のある方
- (2) 地元生産者や地権者、JAなどの関係者と積極的なコミュニケーションがとれる方
- (3) 年間を通じ圃場で活動ができる方
- (4) SNSなどのWEBを活用した情報発信に取り組める方
- (5) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (6) 「ふくい園芸カレッジ 研修の心得」を遵守できる方

【参考】福井県地域おこし協力隊に共通して求められる人物像

○向いている人 ・自立自走でき、かつチームプレイも取り組める方 ・人の話を聞き、円滑にコミュニケーションを取れる方 ・好奇心を持ち、楽しみながら前向きに仕事ができる方	○向いていない人 ・主体性なく何ごとにも悩みやすい方 ・つい不平不満や悪口、愚痴を口にしてしまう方 ・本当の自分を出せず、意見をいえない方
--	--

### 5 応募資格

次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 総務省『地域おこし協力隊推進要綱』の第3(1)④に規定されている地域要件を満たすことができる者で、採用後、生活拠点を福井県内に移し、住民票を異動できる者。  
※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。
- (2) 令和8年4月1日時点で満18歳以上の方
- (3) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができ、かつ、インターネットを利用した情報発信ができる方
- (4) 普通自動車免許を有する方または活動開始までに取得予定の方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 6 身分および委嘱期間

### (1) 身分

福井県の地域おこし協力隊として、福井県知事が委嘱します。(福井県と業務委託契約を締結していただきます。福井県との雇用関係はありません。)

### (2) 委嘱期間

委嘱日から当該年度末日まで

※委嘱日については、内定者と協議の上決定します。

※所定の審査を経て、最初の委嘱日から通算して3年まで延長することができます。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務委託契約を解除できることとします。

## 7 待遇等

### (1) 活動日数

年間の活動日数は264日(目安として月22日を12か月)以上とし、これに満たない場合は報酬を減額します。初年度は採用日から年度末までの日数に応じて調整します。

※受入農家や作物の生育に合わせた活動のため、突発的な作業や収穫の繁忙期等で月22日を超える時期もあります。

### (2) 活動時間

1日の活動時間は概ね8時間を基本とします。ただし、活動内容等により時間等を調整できるものとします。

### (3) 報酬・活動経費

報酬	上限：月291,666円(月22日勤務の場合) ※毎月の活動状況を確認の上支給します。 ※活動状況がわかる資料(活動日報等)は、毎月所定の日時までに園芸振興へ提出していただきます。
活動経費	活動に必要な経費等は予算の範囲内で県から支給します。 【活動経費として対象となるもの(例)】 ・委嘱期間中の住居に係る家賃(上限月28,000円) ・事業に係る自動車の燃料費、リース費(リース費は上限あり) ・作業道具、書籍、消耗品等に要する経費 ・事業に係る損害保険・賠償責任保険料 (ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は自己負担) ※活動に必要な資機材の購入や研修等に要する経費への支出にあたっては、事前に園芸振興課と協議を行います。 ※上記以外で活動に必要な経費等は、別途園芸振興課と協議の上決定します。 【活動経費として対象とならないもの(例)】 ・事業収入を伴う経費 ・土地、建物の購入費

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額な物品（備品）購入費</li> <li>・その他個人の資産となる経費</li> <li>・模擬経営（栽培）に係る経費</li> </ul>
--	---

(4) 勤務地

ふくい園芸カレッジ（あわら市井江葎 50-8）

(5) 副業・兼業

活動に支障がない範囲で可能です。

(6) その他

①雇用保険には加入しません。健康保険、年金保険等は御自身でご加入ください。

②業務活動以外の経費（引越しや生活用品、住居の光熱水費等）は自己負担になります。

8 応募方法

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から6月30日（火）まで【必着】

※応募にあたって、事前にふくい園芸カレッジの見学をお願いいたします。募集内容の確認等を希望する方は、お気軽に福井県までお問い合わせください。オンラインでの面談も歓迎しています。そのほか電話、メール、等でもご対応いたします。

(2) 提出書類

次の①～⑤の書類を郵送または以下の URL にアクセスし、福井県電子申請サービス（インターネット）によりご提出ください。なお、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

電子申請サービス：<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/GLmf15kA>

①応募用紙（ふくい農のスタート協力隊）

②履歴書

③住民票（令和8年4月1日以降に発行したもの）の写し

④運転免許証の写し

⑤地域おこし協力活動のビジョン（福井県の地域活性化や課題解決につながる自身の夢など）※様式自由

(3) 郵送の場合の提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 農林水産部 園芸振興課 農業人材グループ

電話：0776-20-0433

メール：[engei@pref.fukui.lg.jp](mailto:engei@pref.fukui.lg.jp)

## 9 選考方法

### (1) 第1次選考（書類審査）

- ・提出書類をもとに書類審査を行います。
- ・選考結果については、令和8年7月10日（金）までに応募者全員へメールまたは文書で通知します。

### (2) 第2次選考（面接審査）

- ・第1次選考合格者を対象に、福井県庁（福井県福井市）にて面接を行います。日程は7月中旬から下旬頃を目途に別途調整します。
- ・選考結果については、7月31日（金）までに第2次選考参加者全員にメールまたは文書で通知します。

※応募に係る経費（郵送費、交通費等）は応募者の自己負担となります。

ただし、事前の見学などのための交通費については可能な範囲で一部を支援させていただきます。

※選考の経過および結果についての問合せには応じられません。

## 10 問合せ先

（本件募集企画に関すること）

福井県 農林水産部 園芸振興課 農業人材グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0433 FAX：0776-20-0650

メール：[engei@pref.fukui.lg.jp](mailto:engei@pref.fukui.lg.jp)

※応募にあたって、事前に募集内容の確認等を行いたい場合は、お気軽に上記までお問合せください。電話、メール、オンライン面談等でご対応いたします。